通所リハビリテーション ~重要事項説明書~ (令和7年3月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の居宅生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、医師の診療のもとで理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、要介護状態の悪化を防止することを目的として提供されます。このサービスを提供するにあたっては、医師、看護師及び理学療法士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

- (1) 通所リハビリテーションの基本料金(法令等の定める利用者負担割合に応じて)
- ①施設利用料(要介護認定により利用料が異なります。以下は1日当たり、1割負担の場合の自己負担分です)

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1時間以上2時間未満	369	398	429	458	491
2時間以上3時間未満	383	439	498	555	612
3 時間以上 4 時間未満	486	565	643	743	842
4時間以上5時間未満	553	642	730	844	957
5時間以上6時間未満	622	738	852	987	1, 120
6時間以上7時間未満	715	850	981	1, 137	1, 290
7時間以上8時間未満	762	903	1,046	1, 215	1, 379

- * 8時間以上 9時間未満の場合
- * 9時間以上10時間未満の場合
- *10時間以上11時間未満の場合
- *11時間以上12時間未満の場合
- *12時間以上13時間未満の場合
- *13時間以上14時間未満の場合

7時間以上8時間未満の利用料金に50円加算7時間以上8時間未満の利用料金に100円加算7時間以上8時間未満の利用料金に150円加算7時間以上8時間未満の利用料金に200円加算7時間以上8時間未満の利用料金に250円加算7時間以上8時間未満の利用料金に300円加算

②理学療法士等体制強化加算(30円/日)

理学療法士又は作業療法士を2名以上配置している場合に加算されます。

③リハビリテーション提供体制加算

理学療法士又、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置している場合に加算されます。

- 3時間以上4時間未満(12円/回)
- 4時間以上5時間未満(16円/回)
- 5時間以上6時間未満(20円/回)
- 6時間以上7時間未満(24円/回)
- 7 時間以上 (28 円/回)
- ④入浴介助加算 ※利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。
- (I)(40円/日)入浴を行った場合に加算されます。機械浴槽もあります。
- (Ⅱ)(60円/日)自宅で介助により入浴が出来るようになることを目的に計画を作成し 入浴を行う場合に加算されます。
- ⑤リハビリテーションマネジメント加算イ
 - i (6ヶ月以内:560円/月、6ヶ月超:240円/月)

リハビリテーション実施計画書を作成し、定期的にリハビリテーション会議を開催し 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション実施計画書について説 明をした場合に加算されます。

- ii (6ヶ月以内:830円/月、6ヶ月超:510円/月) i に加え、医師がリハビリテーション実施計画書について説明をした場合に加算されます。
- ⑥リハビリテーションマネジメント加算ロ
 - i (6ヶ月以内:593円/月、6ヶ月超:273円/月)

イのIに加え、科学的介護情報システムへデータを提出した場合に加算されます。

- ii (6ヶ月以内:863円/月、6ヶ月超:543円/月) i に加え、医師がリハビリテーション実施計画書について説明をした場合に加算されます。
- ⑦リハビリテーションマネジメント加算ハ
 - i (6ヶ月以内:793円/月、6ヶ月超:473円/月)

ロのIに加え、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、リハビリテーション計画の内容の情報等や、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直し、情報提供している場合に加算されます。

- ii (6ヶ月以内:1,063円/月、6ヶ月超:743円/月)i に加え、医師がリハビリテーション実施計画書について説明をした場合に加算されます。
- ⑧短期集中個別リハビリテーション実施加算(110円/日) 退院日、退所日または認定日から起算して3ヶ月以内に個別に集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ⑨認知症短期集中リハビリテーション実施加算認知症の方に個別に集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。
 - (I) 退院日、退所日または利用開始日から3ヶ月以内(240円/日)

- (Ⅱ) 退院日、退所日の属する月または開始月から3ヶ月以内(1,920円/月)
- ⑩生活行為向上リハビリテーション実施加算(1,250円/月)

生活行為の充実を図るための目標を踏まえ、6月間のリハビリテーションの実施内容等を計画に定め、能力の向上を支援した場合に加算されます。

⑪若年性認知症利用者受入加算(60円/日)

若年性認知症の方が通所リハビリテーションをご利用した場合に加算されます。

(12)栄養アセスメント加算(50円/月)

栄養状態に関する評価を行い、科学的介護情報システムへデータを提出した場合に加算されます。

③栄養改善加算(200円/回、1月に2回を限度)

管理栄養士等が共同し、低栄養状態にある方又はその恐れのある方の栄養状態の 改善を図った場合に加算されます。

- ⑭口腔・栄養スクリーニング加算(I 20円/月、II 5円/月)※6月毎口腔の健康状態、又は栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供した場合に加算されます。
- 15口腔機能向上加算
 - (I) (150円/回)

歯科衛生士・看護職員等が共同し、口腔機能が低下している方又はその恐れのある方の 口腔機能の向上を図った場合に加算されます。

- (Ⅱ) (160円/回)
 - (I) に加え、科学的介護情報システムへデータを提出した場合に加算されます。
- ⑯重度療養管理加算(100円/回)

要介護3・4・5の方のうち、次のいずれかに該当する場合に加算されます。

- (イ) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- (ロ) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (ハ) 中心静脈注射を実施している状態
- (ニ) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- (ホ) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している 状態
- (へ) 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- (ト) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- (チ) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (リ) 気管切開が行われている状態
- ⑪中重度者ケア体制加算(20円/日)

看護職員または介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配しており、 要介護3以上の利用者が一定割合以上の場合に加算されます。

⑱科学的介護推進体制加算(40円/月)

心身の状況等に係る基本的な情報を、科学的介護情報システムへ提出した場合に加算されます。

⑨事業所が送迎を行わない場合(-47円/片道) 事業所が送迎を行わない場合に減算されます。

②退院時共同指導加算(600円/回)

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回限り算定されます。

②移行支援加算(12円/日)

社会参加を維持できる他のサービス等に移行した利用者が一定割合以上の場合に 加算されます。

②サービス提供体制強化加算(I)(22円/日)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上の場合に加算されます。

- ②介護に必要な労働力や質の確保のために、所定単位数の8.6%が介護職員処遇改善加算(I)として算定されます。
- (2) その他の料金(法令等の定める利用者負担割合に関係なく)
- ①食費(食材料費等)

昼食514円/日おやつ51円/日

※衛生管理上、昼食の持ち込みはお断りします。

②日用生活品費·教養娯楽費(合計 102 円/日)

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、レクリエーションで使用する物品等、 施設で用意するものをご利用していただく場合にお支払いしていただきます。

③オムツ代(実費をご負担していただきます)

紙パンツ (M:117円/枚、L:129円/枚)

紙オムツ (M:131円/枚、L:151円/枚)

フラット (23円/枚)

④その他、必要に応じて別途料金をご負担していただく場合があります。

(3) 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いしていただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替でお願いいたします。
- (4) 利用のキャンセルについて
 - ・利用のキャンセルについては利用前日午後5時までにお願いします。当日を含む以後のキャンセルについては食材料費(565円)をいただく場合があります。

介護予防通所リハビリテーション ~重要事項説明書~ (令和7年3月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の居宅生活を継続させるために立案された居宅予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、医師の診療のもとで理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、要支援状態の悪化を防止することを目的として提供されます。このサービスを提供するにあたっては、医師、看護師及び理学療法士、その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

- 3. 利用料金(法令等の定める利用者負担割合に応じて) (以下は1月当たり、1割負担の場合の自己負担分です)
 - (1) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料

- •要支援 1 2,268 円
- ·要支援 2 4,228 円
- (2) 選択的サービス
- ①栄養改善加算(200円/月)

管理栄養士等が共同し、低栄養状態にある方又はその恐れのある方の栄養状態の改善を 図った場合に加算されます。

- ②口腔機能向上加算 (I) (150 円/月)、(II) (160 円/月)
 - (I) 歯科衛生士・看護職員等が共同し、口腔機能が低下している方又はその恐れのある方の口腔機能の向上を図った場合に加算されます。
 - (II)(I)に加え科学的介護情報システムへデータを提出した場合に加算されます。
- * 一体的サービス提供加算(I)(480円/月)

上記選択的サービスのうち2種類のサービスを実施している場合に、上記加算に 代えて加算されます。

- (3) その他加算
- ①生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内 562円) 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえ、6月間のリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画に定め、計画的にリハビリを行い、能力の向上を支援した場合に加算されます。
- ②若年性認知症利用者受入加算(240円/月) 若年性認知症の方が介護予防通所リハビリテーションをご利用した場合に加算されま

す。

③退院時共同指導加算(600円/回)

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回限り算定されます。

④栄養アセスメント加算(50円/月)

栄養状態に関する評価を行い、科学的介護情報システムへデータを提出した場合に加算されます。

- ⑤口腔・栄養スクリーニング加算(I 20円/月、Ⅱ 5円/月)※6月毎 口腔の健康状態、又は栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供した場合に 加算されます。
- ⑥科学的介護推進体制加算(40円/月) 心身の状況等に係る基本的な情報を、科学的介護情報システムへ提出した場合に加算されます。
- ⑦サービス提供体制強化加算 I

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上の場合に加算されます。

- ·要支援1 88円/月
- ·要支援 2 176 円/月
- ⑧介護に必要な労働力や質の確保のために、所定単位数の 8.6%が介護職員処遇改善加算 (I) として算定されます。
- (4) その他の料金(法令等の定める利用者負担割合に関係なく)
- ①食費(食材料費等)

昼食514円おやつ51円

※衛生管理上、昼食の持ち込みはお断りします。

②日用生活品費・教養娯楽費(合計 102 円/日)

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、レクリエーションで使用する物品等、施設 で用意するものをご利用した場合にお支払いしていただきます。

③オムツ代(実費をご負担していただきます)

紙パンツ (M:117円/枚、L:129円/枚)

紙オムツ (M:131円/枚、L:151円/枚)

フラット (23円/枚)

- ④その他、必要に応じて別途料金をご負担していただく場合があります。
- (5) 支払い方法
 - ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いしていただきますと領収書を発行いたします。
 - ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替でお願いいたします。
- (6) 予約のキャンセルについて
 - ・利用予約のキャンセルについては利用前日午後5時までにお願いします。当日を含む以後のキャンセルについては食材料費(565円)をいただく場合があります。